IΒ	新
別表2 接続形態 2 利用者料金設定、請求事業者等 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等	別表 2 接続形態 2 利用者料金設定、請求事業者等 2 - 2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等
<u> 添1のとおり</u>	<u>別添2のとおり</u>
	附 則 (平成 27 年 12 月 21 日東相制第 15-00075 号) この改正規定は、平成27 年12月21 日から実施します。

別添 1

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
255-4	端末系事業者	中継事業者及び当社等	当社
265-3	携帯・自動車電話事業者	中継事業者及び当社等	当社

	第2表(参考)	第3表	第4表	/±± ±v_ +pq
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	備考欄
A 1	当社	端末系事業者	-	
A 1	当社	携帯・自動車電話事業者	-	

別添2

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第 1 表			
	発信事業者	経由事業者	着信事業者	
248-28	端末系事業者	中継事業者	当社	
255-4	端末系事業者	<u>中継事業者</u>	当社	
		中継事業者及び当社等		
265-3	携帯・自動車電話事業者	<u>中継事業者</u>	当社	
	15年 口划半电码学术任	中継事業者及び当社等	⊒ 11	
479-19	<u>端末系事業者</u>	中継事業者及び当社等	<u>端末系事業者</u>	

第2表(参考)		第3表	第4表	/# # + + + + HR	
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	備考欄	
<u>D 4</u>	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	<u>中継事業者(発側から2社目の中継事業者)</u> 及び端末系事業者		発側から2社目の中継事業者の特定番号着信機能サービスを利用する場合に限ります。	
A 1	当社	端末系事業者	-		
A 1	当社	携帯・自動車電話事業者	-		
<u>D 4</u>	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	<u>中継事業者(発側から2社目の中継事業者)</u> 及び端末系事業者(発信事業者)	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	発側から2社目の中継事業者の特定番号着信機能サービスを利用する場合に限ります。	